

一定の労働安全衛生に関する研究教育を重視しなければならない。

- (4) 人事院規則 10-4, 10-5 労働基準法施行規則, 労働安全衛生規則等にもられている事項は積極的に守られなければならない。

8-32

総学庶第 1390 号 昭和 45 年 10 月 30 日

内閣総理大臣 佐藤 栄 作 殿

日本学術会議会長 江 上 不二夫

(写送付先: 科学技術庁長官, 文部大臣)

1970 年代の科学のあり方について(申入れ)

標記のことについて、本会議第 57 回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

1949 年 1 月、日本学術会議が発足して以来、本会議はわが国の科学の調和ある発展のために引き続きその努力を傾けてきた。特に第 8 期においては、日本学術会議のあり方を検討することを通じ、進んで 70 年代をめざす科学の本質的なあり方についても論議を深めてきた。科学研究計画第 1 次 5 か年計画の実現等すでに勧告した諸方策の推進に努めると共に、現時点の最も緊急な課題である。大学問題、公害問題に関し特別に委員会を設けて、これらの問題に対処してきた。これらの検討の集約として、改めて、1970 年代の科学の基本的発展の方向を明らかにしていくことの必要性を認識し、そのための具体的な作業を開始する考えである。

一方政府は、科学技術会議に対し「1970 年代における総合的科学技術政策の基本について」の諮問を発しており、その答申がかなり早い時期に行なわれるはこびになっている趣である。元来、科学技術会議は人文・社会科学のみに関するものを取り扱わない等の制約があるので、この諮問に対する答申が独走する場合は、人文・社会科学を含む科学の全分野の調和ある発展を阻害するおそれがある。

また、1970 年代の科学の基本的な方向を確立していくに際しては、1960 年代あるいはそれ以前に遡っての科学技術行政のあり方に対する深い反省がなければならない。それは諮問に述べられたような「1960 年代と異なった新しい要素が加わった」のみではなく、その政策の根本的な転換が迫られている面が大きいと考えられる。このような重大な課題は人文・社会、自然科学の全分野にわたる科学者の組織的協力なくしては、正しい解決は不可能であるとする。日本学術会議は全国科学者の代表機関としてあらゆる分野の科学者の総力を集めて、上記の目的達成のための努力を傾けることを決意するものである。

政府は本会議のこの意図を尊重し、「1970 年代における総合的科学技術政策」を策定するに当たっても、十分に本会議と連絡をとられたい。